

奈良県告示第三百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県中和土木事務所長から報告があつた。

平成三十一年一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成三十年十二月五日現在の地番による。）
桜井市大字芝一三一一番四の一部
- 二 申請者氏名 株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義
- 三 申請者住所 桜井市大字三輪七二番地の三
- 四 道路の幅員 六・〇メートルから六・〇メートルまで
- 五 道路の延長 二六・二六メートル
- 六 指定年月日 平成三十年十二月十四日
- 七 指定番号 中土第三〇〇五号